

## はしがき

裁判員裁判が実施される。司法への市民参加の新しい幕開けである。この裁判員裁判の対象事件は、故意による行為によって生命が奪われた犯罪に関わる事件か、法定刑に死刑か無期懲役を含む犯罪に関わる事件とされている。先日、NHK テレビで 1 つの模擬裁判が放映された。この模擬裁判の題材とされた強盗殺人の法定刑は死刑または無期懲役であった。裁判官役は元裁判官が行ない、裁判員役は一般市民から無作為的に選ばれた人があたったということであった。評議の模様も流され、裁判員たちが事実認定と量刑に悩む様子も映し出されていた。印象的だったのは、裁判官たちは、殺意の認定についても死刑の選択についても、あまり悩んでいないのに対して、裁判員役の多くの人が最後の評決に至るまで悩み、さらに、模擬裁判後 1 ヶ月以上経ったインタビューにおいても、悩んでいるということが報道されたことである。私は、このような裁判員の悩みながらの判断こそ、裁判員制度を導入することの目的にかなうと感じた。しかし、他方、このような重大な事件の裁判に裁判員が関与するということについて、市民の間にかなりの不安があることも理解できた。

これまで、司法への市民参加の制度がまったくなかったわけではない。戦前の 1928 [昭和 3] 年から 1943 [昭和 18] 年までの 15 年間、陪審裁判が行われていた。そのもとになった陪審法は、戦争が激しくなるなか、停止されたが、戦後も廃止されたわけではなく、現在も法律としては存在している。

今回の裁判員制度は、この旧陪審法を復活させたものではない。陪審員となるには一定の所得税を納めており、男性に限られるなど、旧陪審法は現在の観点から見ると、基本的な点での問題があり、そのまま復活することは到底できない。しかし、日本にも陪審裁判があったということの歴史的意義は大きい。

天皇主権から国民参加への転換を見た現憲法下においては、司法への市民参加は主権の行使であり、参加要求は戦前よりも強いはずである。少なくとも、私はそう思っていた。ところが、事実は必ずしもそうではないようである。できれば裁判員になりたくないという人は、実施を前にした時点で少し減ってき

た模様であるが、それでもまだ相当数の人となりたくないという意見を表明している。

人を裁いて刑を科すという仕事は、大変な仕事である。時間的にも、また、精神的にも負担が大きい。どのような事件があり、どんな人が起訴されてくるのか、テレビや新聞で報道される範囲ならば、興味を持たないわけではないのが、よくわかりもしない事件に深くかかわりたくない。そんな仕事は専門家である裁判官に任しておけばいいので、他の仕事で忙しい市民を煩わせなくていいではないか。そうした仕事が大切だということはわかるが、やりたい人もいいではないか。だけでやればいいだろう。他人はともかく自分はやりたくない、などなど。

裁判員になることに消極的な気持ちになるのも理解できる。しかし、大変だからといって、専門家だけに任せておいていいものだろうか。主権在民という憲法の最も基本的な原理は、司法権を含めてこれを行使する権利と責任を持つのは、国民であるということだ。英米では、陪審制が長い伝統を持って実施されている。裁判官は、日常的に事件に接し、有罪無罪を判断し、被告人に刑を科している。多くの事件を扱っているから、被告人がその事件を犯したのかどうか、犯したとした場合に、刑はどのくらいにすればよいかについて判断することになっている。しかし、問題は、この「なれ」である。日本の刑事裁判においては、これまでのところ、起訴された事件の99%以上が有罪になっている。最近は、裁判員裁判の実施を意識したためか、無罪主張の事件のうちでの無罪率は少し増えてきているようである。それでも、せいぜい2%少々である。このような状況のなかでは、事実認定に「なれ」た裁判官には、どうせこの事件も有罪であろうという先入観が生まれてきがちである。証拠の関係でも、被告人がどんなに殺意を否認していても、これまでの経験からすれば、心臓に近い部分を刺していれば、殺意があったに違いないと、被告人の言い分に耳を傾けるよりも、統計上の数値や自らの経験を重んじた判断をしがちである。これが、事件による違いを無視することになるおそれがある。量刑判断の上でも、これまでの裁判では、こうした事件は懲役〇〇だと、事件1つ1つの違いや被告人の違いを軽く見る傾向が生まれがちである。

実際の事件はこのような画一的な判断になじまないほどの多様性をもつている。本書では、弁護人が実際に扱った事件を題材にして、事件に多様性がある

ことが示されている。たとえば、強盗致傷などといふにも重大な罪名の事件の発端が、路上のかっぱらいであったなどである。

このような事件の多様性は、事実認定にも量刑判断にも微妙な違いを生じさせる。専門家でない市民が事件に向き合ったとき、事件を扱いなれでいると思っている裁判官以上に、事件ごとの違いに驚くことになるだろう。この新鮮な驚きが大切である。それが、専門家の「なれ」によるゆがみをただす重要なばねの役割を果たす。

これまで、刑事弁護人は専門家の「なれ」によって生れるゆがみをただそうとして、一般市民の目を代弁して論じてきたところがある。裁判員裁判のもとでは、一般市民から選ばれた裁判員を相手に弁論をし、検察官の主張に反論をする。このような弁護人の苦労を示すことによって、裁判員となる市民の方々に、市民として果たす役割をわかってもらおうという趣旨で、本書が企画された。

読者は、本書には以上のような企画趣旨があることを十分に理解していただいて、事件の顔にじっくりと向き合っていただきたい。

2009年4月14日  
村井 敏邦